

糸魚川市市民意見提出手続実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の政策形成に当たり市民の意見等を聴取することにより、市政における公正の確保及び透明性の向上、市民の市政への参画促進並びに市民に信頼される市政の推進を図るため、市民意見提出手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見提出手続 本市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定に当たり、当該政策の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、当該政策等について市民等から意見、情報及び専門知識(以下「意見」という。)の提出を受け、提出された意見に対し本市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 市民意見提出手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人等

(対象)

第3条 市民意見提出手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

(1) 市政に関する基本的な方針を定める条例及び規則の制定又は改廃に係るもの

(2) 市の憲章又は宣言

(3) 市の基本的な施策に関する計画、指針等の決定又は重要な変更に係るもの

(4) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。)の制定又は改廃に係るもの

(5) 公共の用に供される施設の建設に係る計画(その利用が特定の地域の利用に限られるものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 この要綱は、前条各号のいずれかに該当するもののうち、次に掲げるものには、適用しない。

- (1) 迅速かつ緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項の規定による直接請求により議会へ提出するもの
- (4) 審議会その他の附属機関等が市民意見提出手続と同等の手続を経て意思決定を行ったものに基づき、実施機関が意思決定を行うもの
- (5) 法令等により縦覧その他の市民意見提出手続と同等の効果を有すると認められる手続を義務付けられているもの

(政策等の案の公表)

第 5 条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を審議会その他の附属機関等で審議した場合にあっては、その答申等の概要
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、政策等の案の内容を説明するために必要な資料

3 実施機関は、前 2 項の規定により公表する内容が相当量に及ぶときは、公表する内容の全部の閲覧方法を明示した上で該当内容の一部を省略して公表することができる。

(公表の方法)

第 6 条 前条の規定による公表は、政策等の案及び資料を本市ホームページに掲載し、並びに市役所 1 階、能生事務所、青海事務所、市民図書館、能生図書館、青海図書館及び地区公民館に備え付けることにより行うものとする。ただし、公営企業及び消防防災に係る計画等は、当該実施機関の事務所にも備え付けるものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、本市広報での情報提供により政策等の案が市民等に周知されるよう努めるものとする。

(意見の提出)

第 7 条 実施機関は、政策等の公表後、市民等が意見を提出するために必要な期間として、30日の期間を確保するものとする。

2 意見の提出は、次の方法により、実施機関へ提出するものとする。

- (1) 電子メール
- (2) ファクシミリ
- (3) 郵便
- (4) 実施機関の窓口への提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)及び電話番号を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見の考慮等)

第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方を、政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、糸魚川市情報公開条例(平成17年条例第14号)第7条に規定する非公開情報に該当するものは、除く。

3 第6条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、実施機関における市民意見提出手続の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(選定委員会の設置)

第10条 市民意見提出手続の対象となる政策等の選定について審議するため、糸魚川市市民意見提出手続対象政策等選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員の定数は、5人以内とし、市長が本市職員のうちから任命する。

3 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に立案の過程にある政策等で市民意見提出手続を実施する暇がないものについては、この要綱の規定を適用しないことができる。